

基本計画

第1章

- 第1節 健康づくり・地域医療の充実
- 第2節 地域福祉の推進
- 第3節 子育て支援の充実
- 第4節 障がい福祉の充実
- 第5節 高齢者福祉・介護の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

支えあい
健やかに
暮らせるまち

第2章

- 第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進
- 第3節 家庭・青少年健全育成の推進
- 第4節 社会教育の充実
- 第5節 歴史の継承と創造
- 第6節 読書活動の充実
- 第7節 芸術文化の振興
- 第8節 スポーツ活動の推進
- 第9節 大学との連携
- 第10節 交流の促進

人と文化を
育むまち

第3章

- 第1節 環境の保全
- 第2節 廃棄物対策の推進
- 第3節 水と緑の空間の充実
- 第4節 防災体制の充実
- 第5節 消防・救急体制の充実
- 第6節 交通安全の推進
- 第7節 防犯対策の推進
- 第8節 消費生活の安定

美しい環境に
つまれた
安全なまち

第4章

- 第1節 農業の振興
- 第2節 工業の振興
- 第3節 商業の振興
- 第4節 企業誘致・新産業の創出
- 第5節 観光の振興
- 第6節 労働環境の整備

活気ある
産業のまち

第5章

- 第1節 市街地整備の推進
- 第2節 居住環境の充実
- 第3節 道路の整備
- 第4節 交通の充実
- 第5節 水道の整備
- 第6節 下水道の整備
- 第7節 都市景観の形成
- 第8節 情報化の推進

快適な生活
環境のまち

第6章

- 第1節 市民参加・協働の推進
- 第2節 平和と人権尊重社会の推進
- 第3節 男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営・行革の推進
- 第5節 広域連携の推進
- 第6節 政策評価の充実
- 第7節 情報公開・広報広聴の充実

計画の実現に
向けて

第1節 健康づくり・地域医療の充実

現状と課題

近年、急速な高齢化が進む中で、がん、心臓病、脳卒中のほか、糖尿病などの生活習慣病が増加し、これに伴い介護状態になる方の増加が社会問題となっています。

疾病の早期発見や治療だけではなく、生活習慣を改善し健康の増進を図るなど、生活習慣病を予防することが重要となっています。

心身ともに健康な子どもが育つよう、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

市民が健康で安心して暮らせるため、救急医療体制を堅持する必要があります。

国民健康保険事業では、無職者や高齢者の加入割合が増加し、保険財政の基盤安定化が構造的な課題となっています。

基本的方向

- 市民が心身ともにいきいきとした生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを推進していきます
- 子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健の推進と生活習慣病予防の取り組みを充実させ、市民の健康維持の促進を図っていきます。
- 救急急病患者の医療を確保するため、医療体制の連携強化を図りながら市民の健康の推進を図っていきます。
- 国民健康保険事業においては、特定健康診査や特定保健指導に組み込み、加入者の健康の増進を図るなど円滑な事業運営を推進します。

施策

＜主な内容＞

健康づくりの推進

- ・健康教育や健康相談などの各種事業の実施
- ・保健センターの整備

保健予防の推進

- ・妊娠・出産・育児に関する情報提供や保健相談・指導の充実、乳幼児の健康診査、感染症予防事業の推進
- ・個別相談、各種検診などによる生活習慣病の予防対策の実施

医療体制の充実

- ・夜間や休日等における急病患者の医療の確保

国民健康保険事業の
適正な運営

- ・保険税の確保および医療費適正化の推進
- ・メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導の推進

第2節 地域福祉の推進

現状と課題

急速な少子高齢化や都市化、核家族化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、だれもが、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の形成が求められています。

身近な生活課題に対応していくためには、行政サービスだけではなく、民間や市民団体、地域住民など広範な福祉活動の担い手との連携・協力していくことが必要となります。

福祉サービスの適切な利用に向けては、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実が必要です。

近年の地域活動の多様化などに伴い、地域福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員児童委員などの役割が重要となることから、体制の強化や連携を深めることが必要です。また、ボランティアやNPOなど市民参加型の支え合いや助け合いとともに、地域での支え合いの促進に向け、地域福祉活動に参加するさまざまな市民・団体と協力を図っていく必要があります。

災害時における高齢者や障がい者などの被災者を見逃さないために、日頃からの要援護者の把握と情報の適正な管理が求められています。

基本的方向

- 福祉サービスの適切な利用に向けて、高齢者、障がい者、子どもなどそれぞれに応じた専門的な相談体制の充実を図ります。
- 地域福祉を支え、さまざまなサービスを提供する社会資源ネットワークの構築や地域活動との連携を図ります。
- 災害時に援護の必要な人を支援できる体制づくりを進めるため、地域で活動する団体などとの連携により要援護者の把握に努めます。
- 各種調査により多様化する市民ニーズを把握して、保健、福祉、医療の連携によりサービスの効果的な提供を推進します。
- 市民の自発的な活動意欲を尊重し、地域の人材発掘や活動の促進のための仕組みづくりを進めていきます。
- 北広島市福祉環境整備要綱に基づき、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、地震や雪害に配慮した住宅整備を図ります。

施策

< 主な内容 >

地域福祉推進体制の充実

- ・介護や子育て中の家族の悩みを受け止める相談体制の充実
- ・福祉情報の提供体制の充実

地域福祉活動の推進

- ・地域で支えあう仕組みづくりに向けた啓発活動の実施
- ・ボランティアコーディネーターの育成や研修による資質向上

福祉環境の充実

- ・地域の支援ネットワークづくりの推進
- ・公共施設のバリアフリー化、民間事業者への協力要請

第3節 子育て支援の充実

現状と課題

低迷する経済状況が続く中、教育費をはじめとする子育てにかかる経費の増加などにより働く女性が増加しています。一方、子育て環境の変化などから、社会や地域における子育て世代への支援は重要な課題となっています。そのため、各種保育サービスや子育てに関する情報の発信など、子育て全般にわたる支援の充実が求められています。

3歳未満児を中心とした保育需要の増加は近年顕著であり、比較的若い世代が多い大曲地区・西の里地区・輪厚地区における保育需要が高く、地区別の保育所や定員の適正化などが課題となっています。

また、学童クラブの老朽化や狭小、学校からの距離など課題のある学童クラブの移転や施設改善、運営方法などの検討が必要となっています。

子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、児童館（児童センター、児童会館など）の整備が望まれていることから、未整備地区での対応など検討を進める必要があります。

児童虐待への迅速な対応や未然の防止に向けて、関係者との連携、情報の共有など相談体制の強化を図っていく必要があります。

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもについては、発達相談数、子どもや家族、関係機関との調整などのコーディネート業務が増加していることから、支援体制の充実・強化が課題となっています。

基本的方向

- 公立保育園の配置見直しや施設の老朽化対策、民間活力の導入など保育機能の充実を図るとともに、学童クラブの施設整備や定員などについて、利用者ニーズを含めた検討、計画的な整備を推進します。
- 新たな常設の専用施設により地域子育て支援センター事業の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立促進と児童の健全な成長を図るため、総合的な支援を推進します。
- 児童館整備についての検討を進めるとともに、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。
- 増加傾向にある児童虐待・不登校・養育上の問題に対して、未然に防止するための啓発活動や適切に対応する相談体制の充実を図ります
- 発達の遅れや偏り、障がいのある子どもに対する療育や家族への相談・支援など、専門的な体制づくりを推進します。

施策

< 主な内容 >

子育て環境の充実

- ・保育所定員のあり方の検討や保育計画の見直し
- ・公立保育園の民営化の推進

ひとり親家庭への支援

- ・就業支援を行う母子自立支援プログラムの策定
- ・母子自立支援員や家庭児童相談員の体制強化

児童の健全育成

- ・児童館整備の基本方針の策定
- ・虐待の未然防止や早期発見・早期対応の強化

療育指導の充実

- ・発達障がいなどのある子どもをもつ家庭への支援の充実
- ・発達相談、幼稚園・保育園からの相談などに対応した相談体制の整備

第4節 障がい福祉の充実

現状と課題

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、三障がい施策の一元化が図られ、自立支援給付・地域生活支援事業等が行われており、障がい者自身が事業者と契約を結び、主体的にサービスを選択できるようになりました。

障がい者が地域社会で自立し、主体的に生活できるよう、ノーマライゼーションの普及と促進が求められています。

多くの社会福祉施設においては「利用者の地域生活移行に対する支援」に努めています。

障がい者が希望する地域での暮らしの実現や、意欲や能力（適性）に応じた活動が保障される社会づくりを推進するため、相談支援・就労支援など、必要な障がい福祉サービスの充実が求められています。

基本的方向

- 障がい者が、障がいのない人と同じように地域で生活し、活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。
- 障がい者の地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付のほかコミュニケーション支援や日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供を図ります。
- 障がい者の就労促進のため、必要な訓練や活動の場を提供し、就労機会の拡大を図ります。
- 障がい者が地域で安心して生活するため、北広島市自立支援協議会の充実などにより、障がい福祉ネットワークづくりを推進します。
- 障がい者が地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供を図ります。

施 策

< 主な内容 >

社会参加の促進

- ・障害者への相談支援・就労支援の充実
- ・障がい者の外出を支援するサービスの充実
- ・障がいのある人とない人との交流機会の拡大

地域生活支援の充実

- ・障がいの状態に応じたサービスの提供
- ・点字や手話などの活用による分かりやすい情報の提供
- ・自立支援協議会の機能強化・充実
- ・障がい者の自立に向けた社会資源の整備・充実
- ・障がい者の権利擁護の促進

第5節 高齢者福祉・介護の充実

現状と課題

急速に高齢化が進展する中、高齢者自身が地域社会において自らの豊富な経験と知識を生かして積極的な役割を果たし、住み慣れた地域や家庭で、安心して心豊かに暮らし、明るく活力に満ちた社会を確立していくことが求められています。

住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービス施設を充実し、利用者ニーズに応じていく必要があります。

地域包括支援センターは、民間委託により4か所開設され、介護予防支援業務や総合相談支援事業などの相談に応じていますが、相談件数の増加に伴い、地域包括支援センターの充実強化が必要です。

認知症対策では、予防事業や家族支援事業を推進するとともに、地域で支える体制づくり、認知症への理解を深め予防からケアまでの系統的な体制づくりを進めていく必要があります。

高齢者が地域の中でいきいきと生活を送ることができるよう、老人クラブ活動の促進や世代間交流事業、趣味を生かしたサークル活動やボランティア活動など生きがいや社会参加の拡大を図っていく必要があります。

基本的方向

- 自分の健康は自分で守ることを基本にしながら、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かし、生きがいをもって生活を送ることができる機会と場を提供していきます。
- 高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。
- 高齢者のニーズを的確に把握し、地域住民、民間団体、関係行政機関などの連携を図りながら、利用者の立場に立ったサービスを総合的に提供できる体制づくりを進めます。
- 高齢者が自立した生活を続けていくために介護予防対策を積極的に推進します。
- 認知症の早期発見と適切な認知症ケアを充実していくとともに、認知症に対する理解と支援の輪を広げていきます。
- 要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努めるとともに、介護施設サービスの充実、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

施策

< 主な内容 >

生きがいと社会参加の促進

- ・高齢者の社会参加を促し、生きがいのある生活の実現に向けた支援の実施

介護予防と自立の支援

- ・高齢者の健康や介護予防に必要な知識普及の促進
- ・要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握、各種事業への参加促進などによる自立生活の支援

介護サービスの充実

- ・地域密着型サービス施設の整備による介護サービスや在宅福祉サービスの充実

地域支援体制の推進

- ・介護・保健・医療との連携や、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化
- ・関係機関等との連携による高齢者の尊厳確保と虐待防止への取り組みの推進

第6節 社会保障制度の充実

現状と課題

今日の急速な少子高齢化の進行は、医療・福祉など様々な政策に影響を及ぼしているが、特に急激な経済の悪化は、低所得者層や社会的、身体的ハンディキャップを抱える世帯等に大きな影響を与えています。

生活困窮による相談は、傷病、高齢による勤労収入の減少に伴うものが多く、年々増加する傾向にあります。

生活保護による適正な援護を実施するために、経済的支援とともに自立への援助体制を充実することが必要です。

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的、身体的ハンディキャップを負っている方に対する医療面での経済的負担を軽減する医療費助成は、継続して実施する必要があります。

乳幼児等の医療費に対する助成については、少子化社会といわれている今日、次代を担う子どもが健やかに成長することや女性が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、さらなる充実が求められています。

基本的方向

- 生活に困窮する人に対する相談・指導の充実を図ります。また、保護が必要な人には生活保護制度により、生活を保障するとともに、就労指導や生活指導により自立の助長を推進します。
- 重度心身障がい者やひとり親家庭の医療にかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 乳幼児等における疾病の早期受診、医療面からの子育て支援として、医療費の助成の充実を図ります。

施策

< 主な内容 >

低所得者援護の充実

- ・生活に困窮する人の相談体制の充実、各種制度の活用促進
- ・被保護世帯の生活実態の把握による生活保護の適正な実施及び就労相談・指導の推進

医療援護の推進

- ・重度心身障がい者およびひとり親家庭等に対する医療費の助成
- ・乳幼児等に対する医療費助成の拡充